

「組織的大学院教育改革推進プログラム」「理工横断型人材育成システムの再構築」
(略称 大学院 GP) による大学院生海外研修事業実施要綱

(目的)

第1 「組織的大学院教育改革推進プログラム」(以下、大学院 GP)により大学院の学生を海外の教育・研究機関、企業またはセミナー等へ派遣し、広い視野を有する優秀な研究者の育成を図るとともに、学術研究交流に資することを目的とする。

(研修の要件)

第2 特定の機関において研修または共同研究を行う場合(以下、特定機関研修)、原則として海外の大学、研究所または企業で、大学院 GP 関連研究分野において国際的に高い評価を受けている機関または企業であり、大学院生の受け入れを公式に認めたものであることを要件とする。

第3 セミナー等の研修の場合は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 大学院 GP 関連研究分野における大学院レベルの講義、実習であること
- (2) 前項の講義、実習を主目的とした研修であること。

第4 研修期間は原則として3ヶ月以内とする。

(資格)

第5

- (1) 首都大学東京大学院理工学研究科 数理情報科学専攻、電気電子工学専攻および機械工学専攻の大学院生(又は東京都立大学大学院理学研究科、工学研究科、首都大学東京大学院理学研究科、工学研究科に在籍する 上記3専攻の大学院生)であり、次の要件を満たす者とする。
- (2) 学業成績が優秀であること。
- (3) 本研修により、教育研究上大きな成果が期待されること。

(申請)

第6 本事業は公募により行う。本事業への申請を希望するものは、参加計画書に必要書類を添付のうえ理工学研究科長に提出すること。

(選考・決定)

第7 申請のあった研修派遣候補者については、理工学研究科長が指名する者で構成する選考委員会において選考を行う。

- (1) 選考にあたり以下の要素を考慮する。各要素間の優先順位は特に定めない。
 - (ア) 本大学院 GP の趣旨に合致した研修であること
 - (イ) 特定機関研修の場合、研修の重要性、緊急性、代替手段の有無
 - (ウ) セミナー等の場合、その研修の国際的位置づけ
- (2) 理工学研究科長は、選考結果に基づき派遣学生を決定する。
- (3) 理工学研究科長は、派遣学生を決定したときは、指導教員を通じて本人に通知する。

(派遣期間)

第8 会議の開催日数等に、往復に要する日数を加えたものとする。

(所要経費)

第9 派遣学生には、予算の範囲内において、次の経費を支給することができる。

- (1) 「公立大学法人首都大学東京教職員の旅費規則」(平成17年法人規則第34号)を準用(支給基準は研究員相当)して算出した旅費。
- (2) 宿泊料
- (3) その他必要な経費

(報告書の提出)

第10 派遣学生は、研修終了の日から一か月以内に所定の様式による参加報告書を理工学研究科長宛に提出するものとする。

(その他)

第11

- (1) この要綱の実施上必要な事項については、理工学研究科長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。